

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

| | |
|---------|---|
| 法令名 | 北海道情報公開条例 |
| 根拠条項 | 第9条 |
| 許認可等の種類 | 公文書の開示を請求する権利 |
| 法令の定め | 何人も、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。 |
| 審査基準 | 開示に係る基準は、条例の定め尽くされているため、審査基準を設定していない。 |
| 標準処理期間 | 総期間 14 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 () |
| 処分担当課 | (電話番号：) |
| 申請先 | 各実施機関（知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに道が設立した地方独立行政法人） (電話番号：) |
| 問い合わせ先 | 総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター（電話番号：011-231-4111（内線22-284）） |
| 備考 | （公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/bgc/index.htm ） |